平成２１年（フ）第２１２９０号
東京都東大和市新堀３丁目21―３―Ⅱ102
債務者　中村　敬一
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　英憲
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８号
長野県下伊那郡豊丘村大字河野8726番地
債務者　米山　敏治
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川敬子
4　破産債権の届出期間　平成22年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第２０４号
長野県千曲市大字戸倉1294番地
債務者　兒玉まさ子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝澤　修一
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月24日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第３２１号
鳥取県鳥取市賀露町北３丁目19番18号、旧住所鳥取県鳥取市寿町630番地
債務者　中杉　勝行
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　康明
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月８日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４０号
函館市松陰町32番２号ペラッツィ松陰105号、住民票上の住所札幌市中央区南６条西15丁目２番20―604号
債務者　佐々木映佳
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　克宗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第７１１号
兵庫県西宮市高座町14番45―409号
債務者　小西　明枝
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１９１号
山形県米沢市通町８丁目２番43号
債務者　佐藤　　潔
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯田　典明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月23日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１８１３号
京都市右京区太秦中筋町６番地51
債務者　桂工務店こと　桂　　宏行
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　一毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月10日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９９１号
京都府宇治市五ケ庄広岡谷２―554、住民票上の住所京都府宇治市木幡須留１番地の36
債務者　田村　武夫
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　正大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４１号
神戸市長田区滝谷町３丁目４番28号
債務者　鈴木　正治
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝澤　功治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３２号
神戸市須磨区横尾６丁目３番地31号棟103号、従前の住所神戸市兵庫区三川口町２丁目５番８―802号
債務者　望月　寿一
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７６６号
広島市西区南観音３丁目15番16号
債務者　赤井　晴見
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野真裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月８日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７６号
広島市東区牛田中２丁目１番９―201号
債務者　山崎くんこと　山崎　　稔
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　晃志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８５号
山口県萩市大字椿東315番地　県住中津江団地Ｇ棟201号
債務者　紺藤　美和
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
山口地方裁判所萩支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３４８号
愛知県一宮市大和町宮地花池字高見27番地ジュピターハイム高見302号
債務者　吉竹　祐子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４０８号
山形県上山市中山2405番地の３
債務者　渡部美恵子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
山形地方裁判所民事部